

清瀬市のコミュニティ・スクール

令和5年12月 清瀬市教育委員会

コミュニティ・スクールとは

学校と地域が力を合わせることによって、互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に地域の子もたちの成長を支えていく仕組みです。コミュニティ・スクールには、「学校運営協議会」を設置し、教育委員会から任命された保護者や地域の方々が一定の権限と責任をもって学校運営に参画します。

保護者、地域の皆さんの力を必要としています！



※令和4年5月1日現在、全国で15,221校（全国の学校のうち、42.9%）がコミュニティ・スクールを導入しています。

コミュニティ・スクール先進地区における学校の声

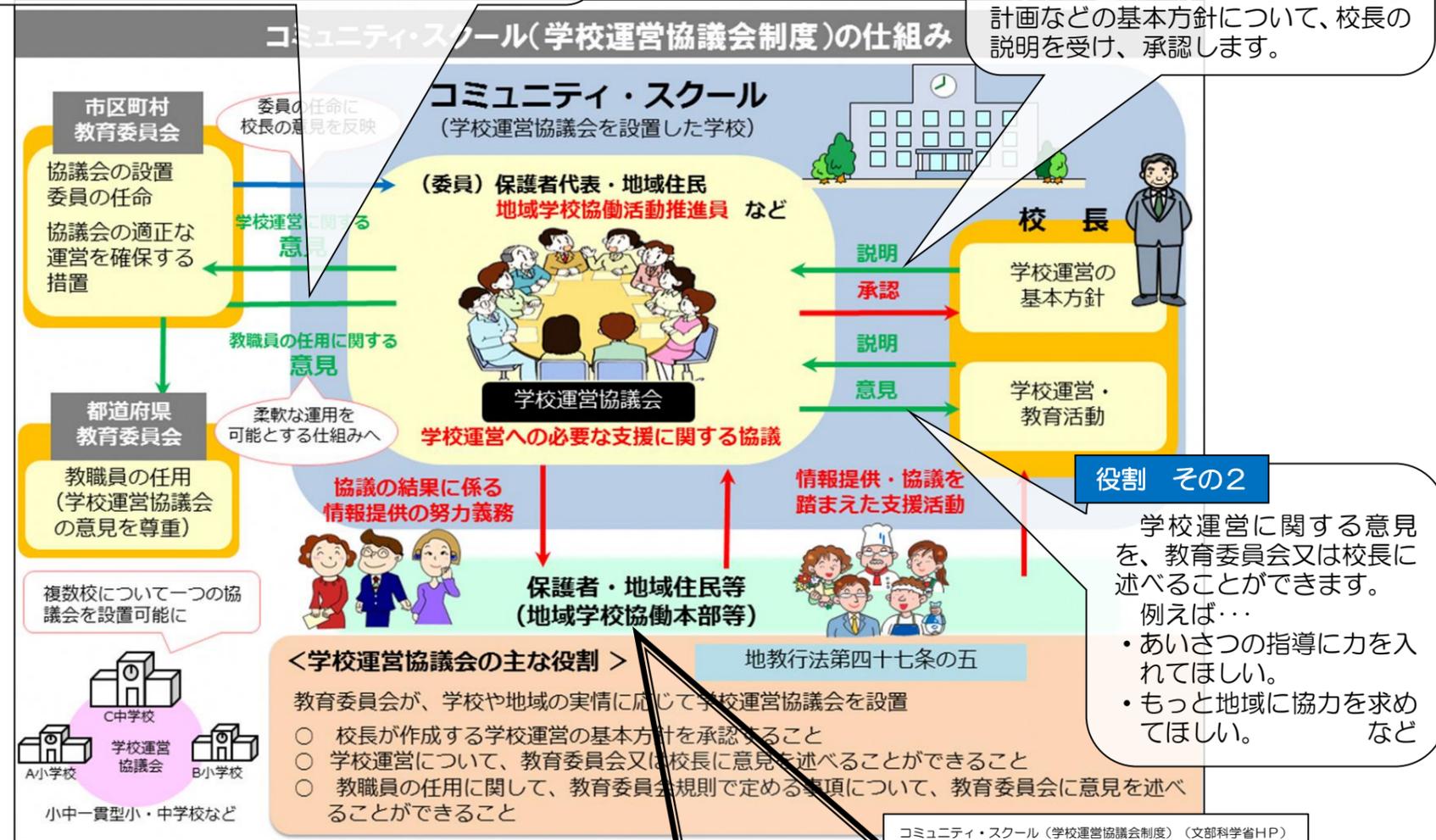
- ☆学校、保護者・地域の方々が同じ目標に向かって一緒に活動でき、より豊かな教育活動を進めることが可能になる。
- ☆管理職や教職員が変わっても、保護者・地域の方々と連携した組織ができているため、連携が継続する。
- ☆児童・生徒と地域の方々との絆が深まり、地域の行事等に参加する児童・生徒が増え、地域が活性化する。

役割 その3

教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるすることができます。
例えば、「若手教職員の人材育成のために、学年主任ができるリーダー性を持った教員が必要」などの意見を述べるすることができます。

役割 その1

校長が作成する学校運営の基本方針を承認します。
学校の重点目標や年間の学校行事計画などの基本方針について、校長の説明を受け、承認します。



清瀬市の目指す姿

本市では、「社会総がかりで子供を育む」の理念を掲げ、地域との協働に取り組んできました。

地域と学校とが協働する仕組みを作ることで、子供たちの生きる力を一層育むとともに、学校支援をきっかけに地域の方々がともにつながり支え合う、学校を核としたコミュニティの構築を目指します。

【これまでのあゆみ】

- ・令和4年度 清瀬第六小学校が研究実践校となり導入
- ・令和5年度 清瀬第七小学校が研究実践校となり導入

【先進校の取組】

- ・清瀬第六小学校では、「児童の自己肯定感を高める学校づくり」に向け、「適切な支援」や「多様な体験活動」「広報・啓発」の3点を視点とした様々な取組が進められています。
- ・清瀬第七小学校では、「コミュニティ・スクール元年」として、「5WA(輪・把・環・話・和)を力に！みんなのやる気で育つ七小！」をテーマに掲げ、取組を進めているところです。

【今後の予定】

- ・令和7年度までに全校で導入予定

清瀬市では、地域学校協働本部等に当たるものとして、市立小中学校全校に「学校支援本部」を設置しています。

学校支援本部は、地域の方たちと一緒に、学校が必要とする教育活動などを支援するために設置された組織です。

「地域コーディネーター」が中心となり、体験授業の講師、授業補助、学校行事の運営支援、校内環境整備など各種活動に協力していただけるボランティアを発掘し、支援したい人と学校のニーズをマッチングさせ、様々な活動に取り組んでいます。実際に、これまででも多くの地域住民・地域団体・保護者・学生の方々にご協力をいただいています。

このような経緯から、「地域コーディネーター」の方々には、ぜひ、各学校の学校運営協議会委員の一員となってご協力をいただきたくお願いいたします。

コミュニティ・スクール Q&A Vol. 1

Q1 コミュニティ・スクール（以降「CS」と記載）の目的は何か。

A1 これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域がパートナーとして相互に連携・協働し、社会総掛かりでの教育の実現を図ることが目的となります。

Q2 清瀬市としてのCS設置の目標（ゴールイメージ）は何か。

A2 清瀬市教育総合計画マスタープラン「方向性16：地域の力を学校に生かす仕組みづくりの推進」には、「学校を取り巻く環境は著しく変化しており、学校における教育活動への地域ボランティアの支援はますます重要となります。それらの支援が学校のニーズに合致するような仕組みをつくり、学校への支援を活性化させることで、学校を核にした地域コミュニティの構築を目指します。」と示しており、この実現がゴールイメージとなります。

Q3 CSは現在全国、東京都、多摩26市で、それぞれどの程度設置されているのか。

A3 令和4年5月1日現在、全国では15,221校（42.9%）、東京都では718校（54.0%）、多摩26市では355校が導入しています。

Q4 CSの中核をなす学校運営協議会（以降「学運協」と記載）とはどのような目的を持つ組織か。

A4 学運協は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、清瀬市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援や協力を促進することにより、保護者及び地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域と共にある学校づくりを実現することを目的としています。

Q5 会議は年間何回開かれるのか？ 会議は誰が主宰して誰が進行するのか。

A5 回数は限定していませんが、本市の先進校では、概ね年間5回程度を実施しています。協議会は、会長が招集し、議事を掌ることとなっています。

Q6 委員の立場、職務上の身分、報酬、人数、任期はどのようになるのか。誰が推薦し、誰が任命するのか。複数校の兼務は可能か。守秘義務などは課せられるのか。

A6 協議会の委員は10名以内とし、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦に基づき教育委員会が任命します。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者

委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に定める非常勤の特別職となります。また、委員の報酬は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月1日条例第19号）別表の規定によりお支払いします。なお、教職員が勤務中に会議に参加する場合等の理由により、報酬を辞退する方には、報酬辞退届をご提出いただくこととなります。

複数校を兼務することも可能です。委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。なお、その職を退いた後も同様とするとされています。

Q7 学運協と校長とは、同じ学校経営を担う水平関係にあると認識しているが、学運協における校長はどのような立場にあるのか。

A7 学運協委員は「非常勤特別職の地方公務員」として一定の権限を有し、学校と対等な立場で協議を行うことができるとなっており、校長に対しても意見を述べるすることができます。なお、校長自身が学運協委員となることも可能であり、同じ立場で学校運営を考え合う関係といえます。

Q8 学運協には権限も与えられる代わりに責任も生ずると考えるが、CSの最終的な責任者は誰か。

A8 学運協の設置及び当該委員の任命は、教育委員会が行うものであり、CSの最終的な責任は教育委員会にあります。

Q9 学運協と学校支援本部、PTAとの違いは何か。それぞれ「学校を支援する」目的は同一と考えるが三者はどのような関係にあるのか。将来的に学校支援本部は学運協に吸収されるのか。

A9 学運協は学校と対等の立場で学校運営について協議する場となりますが、学校支援本部やPTAは、その協議によって決定した取組を実現させるために支援する立場となります。そのため、学校支援本部が学運協に吸収されることは想定しておりません。

Q10 地域の人材も不足している中、合同の学運協を立ち上げて機能させることはできるのか。

A10 複数校で一つの学運協を設置することも可能です。

Q11 学運協が形骸化して、校長の方針を追認するだけに終わってしまっている学校があると聞く。活性化のために委員はどのような努力をすべきか。

A11 まずは、その学校や子供たちのことをよく知ることが重要だと思います。学校公開等に積極的に参加し、様子をご確認ください。一方で、学校は学校の取組やその進捗状況を定期的に学運協で報告し、理解啓発に努めることも大切です。

Q12 従前は例えばゲストティーチャーの招聘など、教員からのオーダーを学校支援本部 Co が聞き、支援本部から外部講師を依頼するなど、学校と Co は直接コミュニケーションをとりながら、共に子供の成長を支援できるシステムであったが、これら学校からのオーダーは、今後すべて学運協を通してその可否が判断されることになるのか。

A12 学運協は、新たな取組を行う場合や取組の改善が必要な場合に協議をし、よりよい実施方法等を検討していく場となります。そのため、ゲストティーチャーの招聘など、これまで実施してきた内容であれば、従前どおり学校と学校支援本部等が Co を通してやり取りをしていくこととなります。ただし、その連携の状況は、定期的に学運協に報告をしていただくとよいと思います。

Q13 一部ではCSを導入することによって、教職員の負担が増えるという指摘があるが、それは事実か。

A13 新しいことを始める際には、運営方法等を模索していくため、負担が増えることもあると想定されますが、その点も含めて学運協で検討をし、改善を図っていくことが大切になると考えています。

Q14 定期的なCS交流会など、市全体でCSの取組みを共有したり、学運協委員が学び合ったりする機会を教育委員会として設定する予定はあるか。

A14 令和5年12月16日開催の「新しい学校づくりフォーラム」で先進校の状況について、共有する機会を設けました。今後も適宜、検討してまいります。また、学運協同士が調整の上、合同の研修会等を自主的に開催することも可能です。

Q15 すでに各学校では学校の教育目標などで、「育てたい子供像」が決められている。学運協で地域の実態に合った「子供像」を熟議、設定し直し、学校の教育目標の変更を行いたいとその際の留意点を教えてほしい。

A15 学校の教育目標を設定する責任者は校長となります。学運協で話し合われた「子供像」を意見として、校長に伝えることはできますが、その案を採択するかは校長の判断となります。そのため、どのような経緯で子供像の変更を検討することになったかや話し合われた子供像はどのような意図があるかなど、その主旨を校長にきちんと示していくことが大切になります。

Q16 学運協専用の事務室を校内に設置する予定はあるか？ 教室不足であることは重々理解しているが、より良いシステムとするには、しっかりと事務が行える環境は必要であると考えているかがか。

A16 各学校の施設の状況に応じて検討してまいります。

Q&Aの内容は、今後も随時更新していきます。